



# 第77期

## 定時株主総会継続会開催ご通知

**開催日時** 2025年2月17日（月曜日）午前10時  
（受付開始：午前9時）

**開催場所** 横浜市西区北幸一丁目3番23号  
横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ  
4階「清流」

※2024年12月25日開催の第77期定時株主総会と同じホテルですが、会場が異なりますためご注意ください。

### 目次

---

■ 第77期定時株主総会継続会開催ご通知	1
■ 事業報告	4
■ 連結計算書類	31
■ 計算書類	34
■ 監査報告書	37

---

**横浜冷凍株式会社**

証券コード：2874

証券コード 2874  
2025年1月31日  
(電子提供措置の開始日2025年1月24日)

株主各位

本店 横浜市鶴見区大黒町5番35号  
本社事務所 横浜市西区みなとみらい三丁目3番3号  
横浜コネクトスクエア10階

横浜冷凍株式会社  
代表取締役社長 古瀬健児

## 第77期定時株主総会継続会開催ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、当社第77期定時株主総会継続会（以下「本継続会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本継続会の開催に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第77期定時株主総会継続会開催ご通知」及び「第77期定時株主総会継続会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.yokorei.co.jp/ir/stock/meeting/>



また、上記のほか、電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。下記ウェブサイトアクセスして、銘柄名（会社名）に「横浜冷凍」又はコードに「2874」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、本継続会は、2024年12月25日開催の第77期定時株主総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は第77期定時株主総会において議決権を行使できる株主様と同一となりますことを申し添えます。

敬 具

## 記

- 1. 日 時** 2025年2月17日（月曜日）午前10時
- 2. 場 所** 横浜市西区北幸一丁目3番23号  
横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ 4階「清流」  
※2024年12月25日開催の第77期定時株主総会と同じホテルですが、会場が異なりますためご注意ください。

### 3. 目的事項

- 報告事項**
- 第77期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 第77期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）計算書類報告の件  
以上

### 事前質問受付のご案内

本株主総会におきましては、メールにて事前質問の受付をさせていただきます。  
ご質問は本継続会の報告事項に関わる内容に限らせていただきます。株主の皆様の関心の高い事項につきましては、当社ウェブサイトに掲載させていただく予定ですが、個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。

#### メールによる質問方法

下記メールアドレスに、必要事項と質問事項を入力したメールをお送りください。

【メールアドレス】 [soukai@yokorei.co.jp](mailto:soukai@yokorei.co.jp)

【必要事項】 ①株主番号（ご不明の場合は省略可です） ②お名前 ③ご住所  
④ご質問（200文字以内で、要点を簡潔に、お願いいたします。）

※2025年2月10日（月曜日）午後5時まで

- 
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ◎本継続会開催ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び現行定款の規定に基づき、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載しておりますので、本継続会開催ご通知には記載していません。したがって、本継続会開催ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

## 第77期定時株主総会継続会の開催経緯について

当社は、2024年11月29日付けで「特別損失の計上に伴う数値変更見込みに関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、会計監査人の監査が未了であり、過年度決算の訂正に日数を要することが見込まれました。

これにより当社は、2024年12月25日開催の第77期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）において、報告事項である「第77期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件」及び「第77期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）計算書類報告の件」（併せて以下「本報告事項」といいます。）を株主の皆様にご報告することができませんでした。

そのため、当社は本総会において、本報告事項を目的事項とした本継続会を開催させていただくこと、及び本継続会の日時及び場所の決定を取締役にご一任いただくことに関しまして、ご来場の株主様にお諮りし、ご承認いただきました。

このたび、一連の決算手続き等が完了したことで、本継続会の開催ご通知をご案内させていただいた次第であります。

本件につきましては、株主の皆様をはじめ関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしますことを心よりお詫び申し上げます。

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ①事業の経過及び成果

当連結会計年度（2023年10月1日～2024年9月30日）におけるわが国の経済は、インバウンド需要の増加などを背景に緩やかな回復基調が続いた一方、資源価格や原材料価格の高騰、円安による物価の上昇、世界情勢の緊迫化など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが関わる食品関連業界においては、実質賃金は上昇傾向にあるものの、相次ぐ食品の値上げによる物価や配送コストの上昇、節約志向が継続しており、厳しい経営環境が続いております。

このような状況のなか、当社グループは、2026年を最終年度とする新・中期経営計画（第Ⅱ期）「繋ぐ力」を策定しました。冷蔵倉庫事業は「積み重ねてきた高品質な物流で国内外の課題を解消し、お客様へスマートコールドサービスを提供」、食品販売事業は「国内外の生産者とのネットワークを活かし、目利き力により旬や美味しさをお客様へ」を方針とし、各重点施策に取り組んでまいりました。

その結果、当社グループの当連結会計年度の連結経営成績は、売上高122,282百万円（前期比2.6%減）、営業利益4,647百万円（前期比29.5%増）、経常利益4,808百万円（前期比16.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益3,933百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失10,731百万円）となりました。

なお、当連結会計年度は投資有価証券売却益による特別利益1,795百万円、気仙沼ソーティングスポット事業計画見直しに伴う減損損失1,358百万円を計上しております。

また、前期において海外取引先向けの売掛金等の債権に対して特別損失13,514百万円を計上しております。これにより海外取引先の債権等に対する評価の修正及び収益認識会計処理の修正を行ったため、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を提出いたしました。株主の皆様には多大なるご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

事業報告の記載にあたりましては、金融商品取引法に基づく過年度決算訂正を反映した数値によって記載しております。

売上高		
第 76 期	前期比	第 77 期
125,598 百万円	2.6%	122,282 百万円

経常利益		
第 76 期	前期比	第 77 期
4,133 百万円	16.3%	4,808 百万円

営業利益		
第 76 期	前期比	第 77 期
3,588 百万円	29.5%	4,647 百万円

親会社株主に帰属する当期純利益又は純損失 (△)		
第 76 期		第 77 期
△10,731 百万円		3,933 百万円

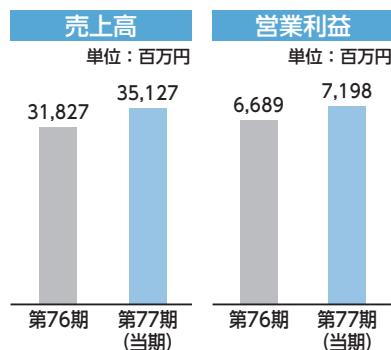
## ◆冷蔵倉庫事業◆

当連結会計年度は増収増益となりました。

前期からの高い在庫水準が続いており、入庫量、出庫量、在庫量いずれも前期を上回り保管料収入、荷役料収入ともに大きく増収となりました。これらの増収が、今期竣工した3つの物流センターの減価償却費、立上り経費等のコスト増を吸収し、また、インフレによる物価上昇やコスト増加に対しても料金改定交渉やDX推進による生産性向上に努めた結果、増収増益となりました。

タイの連結子会社THAI YOKOREI CO.,LTD.においても、入庫量、出庫量、ともに前期を上回り、主要品目である畜産品、乳製品等の取扱いが増加し増収増益となりました。

以上の結果、冷蔵倉庫事業の業績は、売上高は35,127百万円（前期比10.4%増）、営業利益は7,198百万円（前期比7.6%増）となりました。



## ◆食品販売事業◆

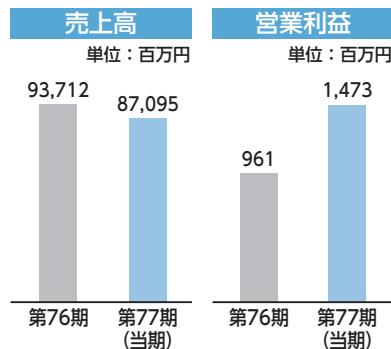
当連結会計年度は減収増益となりました。

水産品は主力の鮭鱒は減収ながら増益、イワシ、アカウオは取扱い数量も増え増収増益、また前期相場下落で利益率を落としたエビも利益率が回復し、水産品全体では利益重視の販売取り組により減収ながら増益となりました。

畜産品は、インバウンドや外食向け需要回復により、ポーク、チキンが増収増益となりました。ビーフは国内需要の低迷により取扱量が減少し減益となりましたが、全体では増収増益となりました。

農産品は高温障害により、作物が順調に育たず取扱量は減少しましたが、主力商材のイモ類が牽引し前年並みの利益を確保しました。

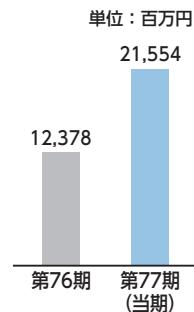
以上の結果、食品販売事業の業績は、売上高87,095百万円（前期比7.1%減）、営業利益1,473百万円（前期比53.3%増）となりました。



## ②設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は21,554百万円であり、実施した設備投資の主なものは次のとおりであります。

- ・ 恵庭スマート物流センターの新設  
冷蔵設備保管収容能力約30,500トン、2024年1月完成
- ・ 夢洲第二物流センターの新設  
冷蔵設備保管収容能力約15,200トン、2024年1月完成
- ・ 箱崎FACILITY物流センターの新設  
冷蔵設備保管収容能力約11,900トン、2024年3月完成
- ・ ベンルック物流センター（仮称）の新設、工事中  
※VIETNAM YOKOREI CO.,LTD.(当社100%出資のベトナム現地法人)の冷蔵倉庫  
冷蔵設備保管収容能力約45,300トン、2025年1月完成予定
- ・ 十勝第四物流センター（仮称）の新設、工事中  
冷蔵設備保管収容能力約23,200トン、2025年4月完成予定
- ・ 岡山物流センター（仮称）の新設、工事中  
冷蔵設備保管収容能力約30,000トン、2025年4月完成予定
- ・ 長岡物流センター（仮称）の新設、工事中  
冷蔵設備保管収容能力約27,200トン、2026年7月完成予定



## ③資金調達の状況

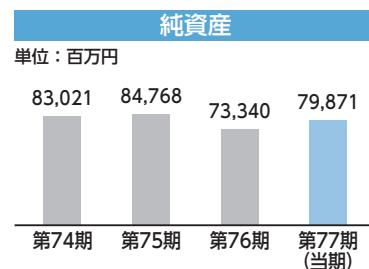
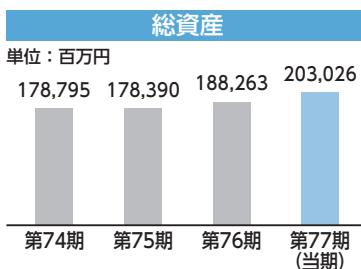
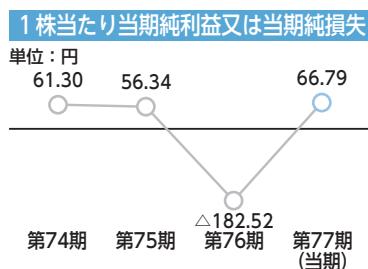
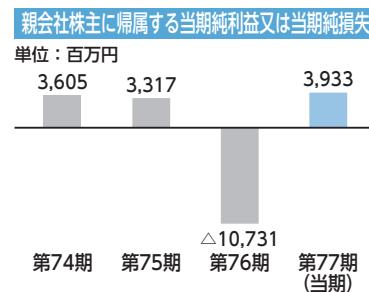
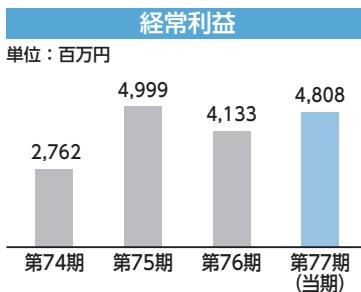
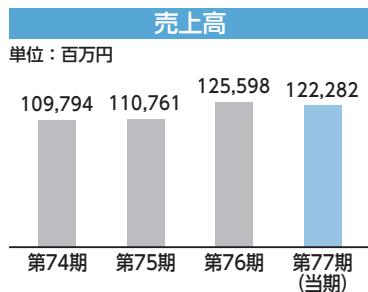
設備投資等のための資金調達を行いました結果、当連結会計年度末における長期借入金残高は、58,552百万円となりました。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

### ①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 74 期 (2021年 9月期)	第 75 期 (2022年 9月期)	第 76 期 (2023年 9月期)	第 77 期 (当期) (2024年 9月期)
売上高(百万円)	109,794	110,761	125,598	122,282
経常利益(百万円)	2,762	4,999	4,133	4,808
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失 (百万円)	3,605	3,317	△10,731	3,933
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (円)	61.30	56.34	△182.52	66.79
総資産(百万円)	178,795	178,390	188,263	203,026
純資産(百万円)	83,021	84,768	73,340	79,871

- (注) 1. 1株当たり当期純利益及び当期純損失は、期中平均発行済株式数（期中平均自己株式数控除後）により算出しております。
2. 1株当たり当期純利益及び当期純損失を算定するための普通株式の期中平均株式数について、「役員報酬BIP信託」が所有する当社株式数を控除しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第75期の期首から適用しており、第75期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
4. 第74期から第76期までの数値は、金融商品取引法に基づき過年度決算訂正を反映した数値です。



## ②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 74 期 (2021年9月期)	第 75 期 (2022年9月期)	第 76 期 (2023年9月期)	第 77 期(当期) (2024年9月期)
売上高(百万円)	101,607	108,700	123,513	119,927
経常利益(百万円)	4,096	4,756	3,986	4,624
当期純利益又は当期純損失(百万円)	2,414	3,229	△10,798	3,871
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(円)	41.06	54.85	△183.67	65.74
総資産(百万円)	174,500	173,824	183,418	196,995
純資産(百万円)	80,848	82,083	70,287	76,009

- (注) 1. 1株当たり当期純利益及び当期純損失は、期中平均発行済株式数（期中平均自己株式数控除後）により算出しております。
2. 1株当たり当期純利益及び当期純損失を算定するための普通株式の期中平均株式数について、「役員報酬BIP信託」が所有する当社株式数を控除しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第75期の期首から適用しており、第75期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
4. 第74期から第76期までの数値は、金融商品取引法に基づき過年度決算訂正を反映した数値です。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社の状況

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
THAI YOKOREI CO.,LTD.	千パーツ 837,500	% 66.2	冷蔵倉庫事業
BEST COLD CHAIN CO.,LTD.	千パーツ 30,000	% 35.0	運送事業
VIETNAM YOKOREI CO.,LTD.	百万ドン 306,085	% 100.0	冷蔵倉庫事業

#### (4) 対処すべき課題

当事業年度及び過年度における海外取引先に対する債権等について特別損失を計上したことを踏まえ、全社リスク管理の在り方を見直すこととし、2025年1月1日付、組織改編によりリスク管理部を設置し、全社各事業部門の事業所間連携関係を構築し、情報と伝達を確実にし、リスク管理体制の再構築とリスク管理体制の強化を図ってまいります。

当社グループを取り巻く事業環境は、人口減少による労働力不足、エネルギー価格高騰による電力料金の増加、物価の上昇による節約志向など厳しい状況が続いております。

世界的には気候変動や世界人口増加による食資源の枯渇化に伴う食資源獲得競争等、環境問題が年々深刻化しており、地球環境への配慮と、持続的な企業成長を両立したサステナビリティへの積極的な取り組みが求められております。

このような状況のなか、当社グループは2030年に向けた中長期的方向性「ヨコレイ事業ビジョン2030」及び「ヨコレイサステナビリティビジョン2030」を掲げ、実現に向けた第2ステージとして2026年を最終年度とする新・中期経営計画（第Ⅱ期2023年10月～2026年9月）「繋ぐ力」において定めた各重点施策に取り組んでまいります。

### ヨコレイ 事業ビジョン 2030

#### 企業理念

会社は社会の公器であり、利益は奉仕の尺度である

#### 冷蔵倉庫事業 2030ビジョン

伝統と革新を融合したスマート  
コールドサービスをお約束します

－ 事業活動 －

- ①セグメント売上高400億円 セグメント営業利益\*100億円
- ②多機能&オートメーション化低温物流センター

#### 食品販売事業 2030ビジョン

お客様とともに食の独自価値を実現し、  
生産者に寄り添い守り、世界の食卓を  
豊かにします

－ 事業活動 －

- ①セグメント売上高 1,300億円
- ②セグメント営業利益率\* 3.0%以上

#### 環境活動

●自然冷媒導入率85%以上

●太陽光発電能力20メガワット

#### 全社定量目標

●連結売上高 1,700億円 ●連結営業利益 100億円 ●EBITDA 170億円以上

\*セグメント営業利益は、配賦不能営業費用（管理部門にかかる費用）の控除前です

### ヨコレイ サステナビリティビジョン 2030

明るい食の未来へ～ヨコレイは食の安定供給により、持続可能な社会に貢献します～

#### マテリアリティ

地球環境との共生

働きがいのある  
職場づくり

より高い品質・  
サービスの提供

地域社会と  
ともに発展

経営基盤の強化・  
健全性の確保

## 新・中期経営計画（第Ⅱ期）の全体像 - 全体方針及び事業別方針 -

### 新・中期経営計画（第Ⅱ期）全体方針

# 繋ぐ力

2026年度目標	売上高	1,500億円	ROE	5%以上
	営業利益	65億円	自己資本比率	40%台を維持
	EBITDA	130億円		

#### 冷蔵倉庫事業

##### 〈事業別方針〉

積み重ねてきた高品質な物流で国内外の課題を解消し、お客様へスマートコールドサービスを提供します。

売上高目標 : 360億円  
セグメント営業利益\*1目標 : 80億円

#### 食品販売事業

##### 〈事業別方針〉

国内外（グローバル）の生産者とのネットワークを活かし、目利き力により旬や美味しさをお客様へとお届けします。

売上高目標 : 1,140億円  
セグメント営業利益\*1目標 : 25億円

#### 経営基盤

生産性を向上させ事業の成長スピードを加速化させる

\*1 セグメント営業利益は、配賦不能営業費用（管理部門にかかる費用）の控除前です

### セグメント別重点施策

#### 冷蔵倉庫事業 - 3つの重点施策 -

1. 環境配慮型センターの加速化
2. スマートコールドサービスの実現  
～次世代型冷蔵倉庫の新設～
3. ASEANグローバル展開

#### 食品販売事業 - 4つの改革・成長パッケージ -

1. 収益性向上のための構造改革
2. 事業品\*2・全社取組商材\*3の販路拡大
3. 独自商品と販売網の開発
4. 海外における販路拡大

\*2 事業品：投融资先国内外パートナーの商材および自社生産品（ノルウェーサーモン、自社設備での凍結加工品等）

\*3 全社取組商材：調運力を活かした一括仕入商材（サバ、ウナギ等）

以上の方針により、次期の業績見通しは、売上高127,000百万円、営業利益4,250百万円、経常利益4,150百万円、親会社株主に帰属する当期純利益2,800百万円を見込んでおります。

(5) 主要な事業内容 (2024年9月30日現在)

冷蔵倉庫事業 水産品・畜産品・農産品などの冷蔵・冷凍保管、凍結  
食品販売事業 水産品・畜産品・農産品などの加工・販売  
通関事業 通関業務

(6) 主要な事業所 (2024年9月30日現在)

①当社の主要な事業所

本店 横浜市鶴見区大黒町5番35号(登記上の本店)

本社 横浜市西区みなとみらい三丁目3番3号

横浜コネクトスクエア10階

	冷蔵倉庫事業	食品販売事業	通関事業
北海道	7ヶ所	2ヶ所	—
青森県	1ヶ所	1ヶ所	—
宮城県	3ヶ所	2ヶ所	—
茨城県	1ヶ所	1ヶ所	—
埼玉県	4ヶ所	—	—
千葉県	1ヶ所	1ヶ所	—
東京都	3ヶ所	5ヶ所	1ヶ所
神奈川県	5ヶ所	—	1ヶ所
静岡県	2ヶ所	1ヶ所	—
愛知県	4ヶ所	2ヶ所	1ヶ所
大阪府	5ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
兵庫県	1ヶ所	—	1ヶ所
福岡県	3ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
佐賀県	3ヶ所	1ヶ所	—
長崎県	3ヶ所	2ヶ所	—
宮崎県	2ヶ所	—	—
鹿児島県	5ヶ所	1ヶ所	—
合計	53ヶ所	21ヶ所	6ヶ所

## ②主要な子会社の事業所

会 社 名	所 在 地
THAI YOKOREI CO.,LTD.	本社：タイ王国
BEST COLD CHAIN CO.,LTD.	本社：タイ王国
VIETNAM YOKOREI CO.,LTD.	本社：ベトナム社会主義共和国

## (7) 従業員の状況 (2024年9月30日現在)

### ①企業集団の従業員の状況

事 業 区 分	従 業 員 数 (人)	前連結会計年度末比増減 (人)
冷 蔵 倉 庫 事 業	1,316 (43)	+70 (△2)
食 品 販 売 事 業	279 (17)	+8 (△1)
通 関 事 業	30 (1)	△4 (0)
全 社 ( 共 通 )	111 (3)	+4 (△1)
合 計	1,736 (64)	+78 (△4)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、使用人兼務取締役は含まれておりません。また、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属しているものであります。

### ②当社の従業員の状況

従業員数 (人)	前事業年度末比増減 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
1,401 (64)	+66 (△4)	36.6	12.1

- (注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、使用人兼務取締役は含まれておりません。また、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

**(8) 主要な借入先の状況** (2024年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	31,380百万円
株式会社三井住友銀行	14,074百万円
農林中央金庫	10,458百万円
株式会社三菱UFJ銀行	3,177百万円
株式会社みずほ銀行	2,585百万円
株式会社りそな銀行	2,000百万円
Bangkok Bank Public Co., Ltd.	1,473百万円
株式会社もみじ銀行	1,000百万円
株式会社京都銀行	1,000百万円

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2024年9月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 160,000,000株

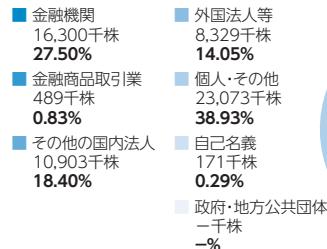
(2) 発行済株式の総数 59,095,149株

(自己株式171,535株を除く)

(3) 株主数 15,633名

(4) 大株主 (上位10名)

### 所有者別株式分布状況



株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,723	9.68
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	2,750	4.65
株式会社 松岡	2,569	4.34
第一生命保険株式会社	2,205	3.73
株式会社 横浜銀行	2,176	3.68
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,737	2.94
農林中央金庫	1,473	2.49
株式会社 八丁幸	1,411	2.38
横浜冷凍従業員持株会	1,333	2.25
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,097	1.85

- (注) 1. 持株数は、千株未満の端数を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
 3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

## (5) その他株式に関する重要な事項

### ①譲渡制限付株式報酬制度

当社は、2019年12月20日開催の第72期定時株主総会の決議に基づき、取締役（社外取締役を除く）を対象に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。これを受け、当社は、2023年12月22日開催の取締役会における自己株式処分の決議に基づき、取締役8名（社外取締役を除く）に対して、譲渡制限付株式報酬として、2024年1月22日付で自己株式62,400株を割り当てております。

### ②役員報酬B I P信託

当社は、2014年12月19日開催の第67期定時株主総会の決議に基づき、取締役（社外取締役を除く）を対象に、株式報酬制度として役員報酬B I P信託を導入しましたが、2019年12月20日開催の第72期定時株主総会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入したことにより、追加拠出は行っておりません。なお、本制度に基づき当事業年度に退職した取締役3名に対して交付した株式数は60,400株であり、2024年9月30日現在において、日本マスタートラスト信託銀行（役員報酬B I P信託口）が所有する当社株式は162,100株です。

### ③従業員持株会を通じた当社従業員への譲渡制限付株式付与制度

当社は、2023年5月15日開催の取締役会の決議に基づき、当社従業員に対して横浜冷凍従業員持株会を通じて譲渡制限付株式を付与する制度を導入しております。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度末日に在任する当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に当社執行役員及び従業員並びに子会社役員及び従業員に対し職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2024年9月30日現在)

役名	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	吉川俊雄	
代表取締役社長	古瀬健児	
常務取締役	越智孝次	冷蔵事業部門担当 兼 海外冷蔵事業推進担当
常務取締役	吉川尚孝	事業総合企画本部長 兼 販売事業本部長 中期経営計画推進委員長
取締役	岡田洋	販売推進事業部統括部長 兼 販売戦略管理部長
取締役	池田浩人	国内産地販売グループ統括部長 兼 東日本事業部長 兼 東日本事業活性化担当
取締役	星野義明	ダイヤモンド十勝(株)取締役副社長
取締役	吉田郷	管理本部長 兼 総務人事統括部長 気候関連担当 中期経営計画推進副委員長
取締役	酒井基次	認定特定非営利活動法人経営支援NPOクラブ理事長
取締役	堀合洋祐	公認会計士堀合事務所公認会計士
取締役	本田光宏	筑波大学大学院ビジネス科学研究群教授 ユアサ商事(株)社外監査役
取締役	坂本順子	六田・坂本法律事務所弁護士 綿半ホールディングス(株)社外取締役
常勤監査役	井上啓造	
常勤監査役	林修三	
監査役	棚橋栄蔵	銀座インペリアル法律事務所弁護士
監査役	宗像久男	(株)パソナグループ顧問 (株)セーフティネット新規事業開拓顧問 公益社団法人自衛隊家族会理事

- (注) 1. 酒井基次、堀合洋祐、本田光宏、坂本順子の各氏は、社外取締役であります。  
 2. 井上啓造、林修三、棚橋栄蔵、宗像久男の各氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社は、社外取締役 酒井基次、堀合洋祐、本田光宏、坂本順子、社外監査役 井上啓造、棚橋栄蔵、宗像久男の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 4. 常勤監査役 林修三氏は、金融機関における豊富な経験に基づき、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 5. 2023年12月22日開催の第76期定時株主総会終結の時をもって、取締役 松原弘幸、井上祐司、花澤幹夫の各氏は任期満了により取締役を退任いたしました。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会の答申を経て取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、以下のとおりです。

#### 1) 全体像

当社役員に対する報酬については、①固定報酬となる「基本報酬」②単年度業績を反映できる「業績連動賞与」③中長期的業績を反映できる「譲渡制限付株式報酬」により構成する。

役員のうち非業務執行役員である社外取締役及び監査役に関しては、業績連動報酬等の変動報酬がなじまないことを勘案し、基本報酬のみとする。

全役員とも役員退職慰労金制度は、無とする。

#### 2) 報酬の種類ごとの内容

##### ア. 基本報酬

取締役に関しては、株主総会決議の範囲内で、他社水準及び当社従業員の給与水準を総合的に考慮し決定する。監査役に関しては、株主総会決議の範囲内で、監査役の協議により個別報酬額を決定する。

##### イ. 業績連動賞与

株主総会決議の範囲とし、単年度業績を反映できる業績連動賞与の総額は、毎期の連結経営成績の①「営業利益」②「経常利益」③「親会社株主に帰属する当期純利益」を業績指標とする。目標を達成した場合の基準額を100とした場合、前年対比及び決算短信で開示した計画数値の達成度を勘案し、0から150の範囲で変動させ決定する。

その結果から他社動向等を勘案し、前後10%を上限とし変動させることを可能とす

る。ただし、その場合においても0から150の範囲内とし、考慮すべき特別の要因があるときは、前記10%の範囲を超えて変動させる場合がある。

なお指標については、本業の状況を示す「営業利益」を最も重要な指標と位置づけ、その他客観的で恣意的な評価操作が介在する余地がなく透明性のある指標として「経常利益」「親会社株主に帰属する当期純利益」を採用する。

#### ウ. 譲渡制限付株式報酬

株主総会決議に基づき、取締役と株主のより一層の価値共有を進めることを目的に中長期的業績を反映できるものとして譲渡制限付株式報酬制度を導入する。

なお本制度による譲渡制限の解除は取締役退任時とし、付与株式の総数の上限は、年92,000株とする。

対象取締役に対する各事業年度付与株式数 (単位：株)

役 位 名	在 任 期 間				
	2年未満	2年以上 4年未満	4年以上 6年未満	6年以上 8年未満	8年以上
取 締 役 会 長 取 締 役 社 長	16,000	17,000	18,000	19,000	20,000
取 締 役 副 社 長 専 務 取 締 役	9,600	10,200	10,800	11,400	12,000
常 務 取 締 役	6,400	6,800	7,200	7,600	8,000
取 締 役 (常 勤)	3,200	3,400	3,600	3,800	4,000

## 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員区分	報酬の種類	報酬限度額	株主総会決議日	決議時点の役員の員数 (支給対象)
取締役	基本報酬	年額300百万円以内 (うち社外取締役分50百万円以内) * 使用人分給与は含まない	2021年12月22日	12名 (うち社外取締役4名)
	業績連動賞与 * 社外取締役は対象外	年額90百万円以内 * 使用人分給与は含まない	2019年12月20日	8名
	譲渡制限付株式報酬 * 社外取締役は対象外	年額120百万円以内 年間92,000株以内	2019年12月20日	8名
監査役	基本報酬	年額50百万円以内	2014年12月19日	4名

### 3) 取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定

金銭報酬である「基本報酬」、「業績連動賞与」、非金銭報酬である「譲渡制限付株式報酬」の割合は、目標を達成した場合、6：2：2を目安に設定する。

このうち「業績連動賞与」は、毎期の営業利益等の業績達成度合いにより変動するよう設定しているが、最終的には指名・報酬諮問委員会に諮問し答申された内容を尊重し取締役会で決定する。

「譲渡制限付株式報酬」については、毎年1回、指名・報酬諮問委員会に諮問し答申された内容を尊重し取締役会で決定する。具体的には、決議日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値に基づき算定された額を現物出資財産として給付し株式交付を行うこととする。

### 4) 取締役に対し報酬を与える時期又は条件の決定

「基本報酬」に関しては毎月支給を行うこととする。

「業績連動賞与」、「譲渡制限付株式報酬」については、毎年の定時株主総会終了直後に開催される取締役会において決定され、「業績連動賞与」に関しては即日、「譲渡制限付株式報酬」については、当該取締役会決議日の原則翌月中に一括して支給する。

5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任について

当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の部門評価と個人評価を総合的・客観的に行うことのできる代表取締役社長が適任者であることから、代表取締役社長古瀬健児に金銭報酬の取締役個人別配分を決定する権限を委任する。なお、過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会に諮問することで適切な権限行使に係る措置を講じている。

②取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数 (名)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			報酬等の総額 (百万円)
		基 本 報 酬	業績連動賞与	株 式 報 酬	
取 締 役	15	149	—	64	214
(うち社外取締役)	(4)	(24)	(—)	(—)	(24)
監 査 役	4	34	—	—	34
(うち社外監査役)	(4)	(34)	(—)	(—)	(34)
合 計	19	184	—	64	249
(うち社外役員)	(8)	(59)	(—)	(—)	(59)

- (注) 1. 業績連動賞与の額の算定上の基礎として選定した業績指標の内容、当該業績指標を選定した理由、算定方法は①2)イ.に記載のとおりです。当事業年度における達成度は116%でした。しかしながら、第76期有価証券報告書の訂正報告書で開示した特別損失計上を考慮し、当事業年度における業績連動賞与は不支給としております。
2. 非金銭報酬として取締役に対して譲渡制限付株式を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は2.(5)その他株式に関する重要な事項に記載のとおりです。
3. 上記のほか、2014年12月19日開催の第67期定時株主総会において決議いただいた、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の対象となる取締役のうち、当事業年度中に退任した取締役2名に対して11,600千円を支給しております。
4. 上記のほか、2014年12月19日開催の第67期定時株主総会における、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の決議に基づき、現任取締役2名に対しては総額250,240千円、現任社外監査役1名に対しては総額1,500千円の範囲内で打ち切り支給を行います。なお、支給時期は取締役又は監査役の退任時としております。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役 酒井基次、堀合洋祐、本田光宏、坂本順子及び社外監査役 井上啓造、林修三、棚橋栄蔵、宗像久男の各氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役（非業務執行取締役を含む）・監査役及び執行役員等の主要な業務執行者であり、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。ただし、被保険者の犯罪行為、被保険者が法令違反を認識しながら行った行為、被保険者が違法に利益を得たこと、又は他の者に利益を供与したことに起因する損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

### (5) 社外役員に関する事項

#### ① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

社外取締役及び社外監査役の兼職状況は「4. (1) 取締役及び監査役の状況」の重要な兼職の状況に記載のとおりです。なお、各社外役員の兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況  
取締役会及び監査役会への出席状況

氏名	取締役会 (13回開催)		監査役会 (13回開催)		主な活動状況
	出席回数 (回)	出席率 (%)	出席回数 (回)	出席率 (%)	
取締役 酒井基次	13	100	—	—	監査部門等での豊富な経験と見識から有用な発言を行っております。指名・報酬諮問委員会の委員長として、取締役等の選解任及び報酬に関する事項等について公正・透明な監督機能にも貢献しております。
取締役 堀合洋祐	13	100	—	—	公認会計士としての豊富な経験及び企業財務に関する十分な知見から有用な発言を行っております。指名・報酬諮問委員会の委員として、取締役等の選解任及び報酬に関する事項等について公正・透明な監督機能にも貢献しております。
取締役 本田光宏	13	100	—	—	国税庁の要職を歴任し、筑波大学大学院教授としての豊富な経験と見識から有用な発言を行っております。指名・報酬諮問委員会の委員として、取締役等の選解任及び報酬に関する事項等について公正・透明な監督機能にも貢献しております。
取締役 坂本順子	13	100	—	—	教育者としての実績を持ち、弁護士としての幅広い知見と経験から有用な発言を行っております。指名・報酬諮問委員会の委員として、取締役等の選解任及び報酬に関する事項等について公正・透明な監督機能にも貢献しております。
監査役 井上啓造	13	100	13	100	企業経営や監査に携わった経験から有用な発言を行うとともに、監査の方法その他の監査役職務執行に関して、意見の表明を行っております。
監査役 林 修三	13	100	13	100	財務及び会計の専門的見地から有用な発言を行うとともに、監査の方法その他の監査役職務執行に関して、意見の表明を行っております。
監査役 棚橋栄蔵	13	100	13	100	弁護士としての豊富な経験と見識から有用な発言を行うとともに、監査の方法その他の監査役職務執行に関して、意見の表明を行っております。
監査役 宗像久男	13	100	13	100	危機管理の専門的見地から有用な発言を行うとともに、監査の方法その他の監査役職務執行に関して、意見の表明を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	79,000千円
・公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	79,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、当社取締役と会計監査人からその監査計画詳細の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬の見積りの算出根拠等について聴取したうえで検証を行いました。その結果、監査役会は、会計監査人の報酬等の額について必要な監査品質を十分維持しうるための水準であると判断し、同意いたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、監査役会は、会計監査人の職務執行状況等(監査品質、独立性、総合的能力)を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認められる場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法で求められる体制に加え、金融商品取引法に基づく、「財務報告の適正性を確保するための体制」を重要な視点として定めて、継続的に内部統制システムの整備を進め、その実効性の確保に努めています。基本方針の概要及び運用状況は、以下のとおりです。

### (1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要

- ①取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 1) コンプライアンス基本方針及びコンプライアンスマニュアル（行動規範）を定め、役員及び従業員の行動や判断、評価についての基準となるべき原則を示し、全役員及び全従業員に周知徹底しています。
  - 2) コンプライアンス管理規程に基づき、管理本部がコンプライアンスに関する事項を一元管理し、コンプライアンス体制の構築と推進及び管理を実践しています。
  - 3) 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、「ヨコレイグループ内部通報・相談窓口」を当社の総務部に設置し未然防止に努めています。また、情報提供者に対しては内部通報処理規程に基づき不利益な扱いを行わない等の保護をしています。
  - 4) 代表取締役社長直属の内部監査室を設けて、コンプライアンスの遵守状況を含めた内部監査を年間計画に基づいて計画的に実施しています。
  - 5) 会社の重要な業務執行に関する事項は、月1回の定例取締役会及び臨時取締役会で決定しています。また、取締役会は、取締役の業務執行状況を監督しています。
  - 6) 監査役は取締役会で必要に応じ意見を述べ、また、取締役の職務執行状況に対し必要に応じて改善を助言しています。
  - 7) 反社会的勢力とは一切の関係をもたず、介入等に対しては組織全体として断固とした姿勢で対応していきます。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - 1) 代表取締役社長は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する責任者に管理本部長を任命しています。
  - 2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理は、「取締役の職務執行に関する文書管理規程」に定め、これにより文書または電磁的媒体に記録し保存・管理しています。
  - 3) 取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧することができます。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) リスク管理活動における基本目的と行動指針を定めたリスク管理基本方針を全役員及び全従業員に周知徹底させています。
- 2) 取締役会で、リスク管理規程を制定し、重点管理リスクのリスク種類ごとの管理部署及び緊急時の対応等を定めています。
- 3) 管理本部は、全社的なリスク管理体制の構築と運用を行い、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理していきます。
- 4) 監査役及び内部監査室は、各部門のリスク管理状況の有効性及び適切性について監査を行っています。

④財務報告の適正性を確保するための体制

- 1) 当社グループの財務報告の適正性を確保するために、「内部統制規程」「内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」に基づき、内部統制の整備・運用を行い、有効性の評価を行っています。
- 2) 内部統制委員会の構築・運用チームが中心となり、当社グループの財務報告の適正性を確保するために必要な体制の整備・運用を図っていきます。
- 3) 当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、見積りや評価を伴う会計処理及び複雑な取引についての会計処理等に関する検討体制を強化するため、良質な人材の確保や専門知識の拡充を図るとともに、監査法人とのより密なコミュニケーション、必要に応じた専門家の活用、より実務的で網羅性ある業務マニュアルの整備を行うことで、財務報告の適正を確保するための体制の整備及び運用を図っていきます。

⑤取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役が効率的に職務を執行するために、業務分掌及び職務権限に関する規程に基づき職務権限と担当業務を明確にしています。
- 2) 毎月開催される取締役会で、業績・業務執行のレビューを行い、経営目標の達成状況及び課題等を把握することで、効率的な業務遂行を図っています。
- 3) 取締役会の監督機能と説明責任を強化するとともに審議の充実を図るため、取締役会の諮問機関として、過半数が独立社外取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」を設置しています。当諮問委員会は、取締役等の選解任に関する事項及び報酬等について審議した内容を取締役会に対して答申し、取締役等の指名・報酬等に関する手続の公正性、透明性及び客観性を担保しています。

- 4) 経営目標に関する重要な意思決定、重大な影響を及ぼす事項は、意思決定の迅速化・効率化を図るため、経営会議で十分協議・検討した上で取締役会に付議いたします。

⑥当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制  
子会社の経営内容を的確に把握するために、当社が定める関係会社管理規程及び同規程に基づく子会社運営細則により、当社に事前協議・報告する事項を定め適切に管理しています。

当社の定例取締役会または経営会議で、子会社の代表取締役等から業務執行・財務状況・その他重要な情報について定期的に報告を受けています。

- 2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理規程に基づき各子会社は、リスク管理責任者を設置しリスク発生の防止、発見等に努めています。

各子会社は、損失の危険を把握した場合には速やかに当社のリスク管理委員会に報告することを定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理するリスク管理体制を構築しています。

- 3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の事業特性や規模等を考慮し、適正かつ効率的な運営を行うために、当社グループの年度計画及び中期経営計画を策定しています。

子会社の管理責任者である当社の管理本部長は、子会社の代表取締役等から事業活動に関する重要な意思決定及び重大な影響を及ぼす事項の報告を適時受け、その内容を検討し、必要があるときは助言を行い当社の取締役会に報告します。

- 4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社運営細則に基づき各子会社は、当社のコンプライアンス基本方針及びコンプライアンスマニュアル（行動規範）を全役員及び全従業員に周知徹底しています。

当社のコンプライアンス管理規程に基づき各子会社は、コンプライアンス担当責任者を設置しコンプライアンスの推進及び教育指導等を実践しています。

当社の内部監査室が、コンプライアンス遵守状況を含めた子会社の監査を定期的に実施しています。

- ⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 監査役会から、監査役の職務を補助する使用人を要請された場合には、監査役会と協議して設置します。
  - 2) 取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事考課及び人事異動は監査役と協議して行います。また、監査役の指示の実効性を確保するため、監査役から命じられた職務に関しては、取締役及び当該使用人の属する組織等の者の指揮命令は受けないものとします。
- ⑧当社の監査役への報告に関する体制
- 1) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は当社監査役の要請に応じて、会社の事業状況及び内部統制システムの整備・運用状況の報告を行います。
  - 2) 当社の内部監査室長は内部監査室が行った監査結果について、また、当社の総務部長は「ヨコレイグループ内部通報・相談窓口」の通報・相談状況について、当社の監査役に報告を行います。
  - 3) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、重大なコンプライアンス違反及び不正行為の事実を知ったときには、速やかに当社の監査役に報告を行います。
  - 4) 当社及び子会社は、当社の監査役への報告を行った者に対してこれを理由とする不利益な取り扱いを行うことを禁止し、当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底します。
- ⑨監査費用等の処理に係る方針に関する事項
- 1) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。
  - 2) 当社は、監査役の職務の執行について生じる費用等について每期予算を設けています。
- ⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 代表取締役社長等で構成される経営会議のメンバーとの定期的な会合を持ち、意見交換及び意思の疎通を図ります。
  - 2) 会計監査人と定例ミーティングを実施し情報交換を行っています。
  - 3) 内部監査室と連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ります。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりです。

### ①内部統制システムの整備に関する基本方針の周知

「内部統制システムの整備に関する基本方針」の趣旨、内容等について当社及び子会社に説明を行い、当社グループ全体への周知を図っております。

### ②コンプライアンス

コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図るため、コンプライアンス基本方針及び随時更新しているコンプライアンスマニュアル（行動規範）をイントラネットに掲載し、全役員及び全従業員が常時閲覧可能な状態にしております。また、法務室によるコンプライアンス関連コラムの全社発信やコンプライアンス連絡会議の開催等を定期的に行うことで、より一層の充実に努めるとともに、「ヨコレイグループ内部通報・相談窓口」の設置による内部通報しやすい環境の整備も行っております。当事業年度においては、コンプライアンス委員会を2回開催し（2023年11月及び2024年6月）、全社的なコンプライアンスの運用状況と問題点の把握に努め、その結果を取締役会に報告しております。

### ③リスク管理体制

経営における重大な損失、不利益等を最小限にするためリスク管理規程を制定してリスクの把握・評価・対応策等によるリスク管理を継続的に行っております。また、経営に与える影響が大きいと思われるリスクに関しては、経営会議で報告され、リスクの共有及び対応を図っております。

なお、当事業年度および過年度における海外取引先に対する債権等について特別損失を計上したことを踏まえ、全社的リスク管理の在り方を見直すこととし、2025年1月1日付、組織改編によりリスク管理部を設置し、全社各事業部門の事業所間連携関係を構築し、情報と伝達を確実にし、リスク管理体制の再構築とリスク管理体制の強化を図ってまいります。

### ④グループ管理体制

毎月開催される取締役会等で経営状況等の報告を受け、現況を把握・助言できる体制になっております。さらに、子会社の意思決定については、グループ経営における重要度に応じ、当社と事前協議を行う体制をとっております。また、当社の内部監査室が子会社の業務監査を定期的実施しております。

#### ⑤監査役への報告体制

当社の内部監査室長は内部監査室が行った監査結果について、また、当社の総務部長は「ヨコレイグループ内部通報・相談窓口」の通報・相談状況について、当社の監査役に報告を行っております。

#### ⑥取締役会の実効性評価

当社は、取締役会の更なる機能向上を図るため、2019年から全取締役を対象にアンケートを実施し、その集計結果から認識された課題及び今後に向けた取り組みについて取締役会にて議論し、取締役会の実効性に関する分析・評価を行っております。当事業年度は2024年8月に実施いたしました。その結果、当社の取締役会は概ね適切に運営されており、取締役会の実効性は確保されていると評価いたしました。引き続き、取締役会のより高い実効性の確保に向けて、継続的に実効性の評価を行い、必要な議論を進めてまいります。

#### ⑦コンプライアンス理解度チェックの実施

当社は、従業員のコンプライアンスに対する適正な認識を深めるため、全従業員向けのコンプライアンス理解度チェック（当社の業務に関連する内容や一般的なコンプライアンスに関する選択式の設問によるチェック）を2024年7月に実施いたしました。正答率等の実施結果や、各設問の解説をフィードバックすることで、従業員のコンプライアンス理解度の向上を図っております。

# 連結貸借対照表 (2024年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>36,270</b>	<b>流動負債</b>	<b>43,643</b>
現金及び預金	3,481	支払手形及び買掛金	4,573
受取手形及び売掛金	13,370	短期借入金	12,273
商品	16,295	1年内返済予定の長期借入金	5,698
前渡金	498	1年内償還予定の社債	10,000
短期貸付金	825	リース債務	99
その他	1,809	未払法人税等	3,098
貸倒引当金	△10	賞与引当金	622
		その他	7,277
<b>固定資産</b>	<b>166,756</b>	<b>固定負債</b>	<b>79,511</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>115,399</b>	社債	20,000
建物及び構築物	63,660	長期借入金	52,854
機械装置及び運搬具	9,775	リース債務	306
土地	31,410	役員報酬 B I P 信託引当金	95
リース資産	373	債務保証損失引当金	4,281
建設仮勘定	9,199	退職給付に係る負債	783
その他	981	資産除去債務	91
<b>無形固定資産</b>	<b>3,340</b>	その他	1,098
その他	3,340	<b>負債合計</b>	<b>123,155</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>48,015</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
投資有価証券	43,239	株主資本	69,586
長期貸付金	4,224	資本金	14,303
長期未収入金	6,450	資本剰余金	14,428
繰延税金資産	264	利益剰余金	41,137
その他	904	自己株式	△282
貸倒引当金	△7,067	その他の包括利益累計額	8,661
<b>資産合計</b>	<b>203,026</b>	その他有価証券評価差額金	7,542
		繰延ヘッジ損益	△184
		為替換算調整勘定	1,237
		退職給付に係る調整累計額	64
		<b>非支配株主持分</b>	<b>1,623</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>79,871</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>203,026</b>

# 連結損益計算書 (2023年10月1日から2024年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		122,282
売上原価		108,618
売上総利益		13,664
販売費及び一般管理費		9,016
営業利益		4,647
営業外収益		
受取利息	292	
受取配当金	334	
受取手数料	107	
受取遅延損害金	198	
貸倒引当金戻入額	278	
雑収入	389	1,600
営業外費用		
支払利息	549	
支払手数料	237	
固定資産除却損	202	
デリバティブ評価損	130	
為替差損	200	
雑支出	118	1,439
経常利益		4,808
特別利益		
投資有価証券売却益	1,795	
条件付対価受入益	275	2,070
特別損失		
減損損失	1,358	1,358
税金等調整前当期純利益		5,520
法人税、住民税及び事業税	3,405	
法人税等調整額	△1,912	1,493
当期純利益		4,026
非支配株主に帰属する当期純利益		93
親会社株主に帰属する当期純利益		3,933

# 連結株主資本等変動計算書 (2023年10月1日から2024年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,303	14,419	52,213	△386	80,549
誤謬の訂正による累積的影響額	—	—	△13,562	—	△13,562
誤謬の訂正を反映した当期首残高	14,303	14,419	38,650	△386	66,987
当期変動額					
剰余金の配当			△1,447		△1,447
親会社株主に帰属する当期純利益			3,933		3,933
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		9		104	113
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	9	2,486	104	2,599
当期末残高	14,303	14,428	41,137	△282	69,586

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	4,392	213	884	△164	5,326	1,459	87,334
誤謬の訂正による累積的影響額	△178	△253	—	—	△431	—	△13,993
誤謬の訂正を反映した当期首残高	4,214	△39	884	△164	4,894	1,459	73,340
当期変動額							
剰余金の配当					—		△1,447
親会社株主に帰属する当期純利益					—		3,933
自己株式の取得					—		△0
自己株式の処分					—		113
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,328	△144	353	229	3,766	164	3,930
当期変動額合計	3,328	△144	353	229	3,766	164	6,530
当期末残高	7,542	△184	1,237	64	8,661	1,623	79,871

# 貸借対照表 (2024年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部	
科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>34,121</b>
現金及び預金	2,082
受取手形	1
売掛金	13,034
商品	16,295
貯蔵品	59
前渡金	565
短期貸付金	564
関係会社短期貸付金	258
その他	1,269
貸倒引当金	△9
<b>固定資産</b>	<b>162,874</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>102,400</b>
建物	56,001
構築物	2,134
機械装置	8,822
車両運搬具	384
工具、器具及び備品	711
土地	30,084
リース資産	361
建設仮勘定	3,899
<b>無形固定資産</b>	<b>2,172</b>
借地権	1,538
ソフトウェア	592
電話加入権	28
その他	13
<b>投資その他の資産</b>	<b>58,301</b>
投資有価証券	42,230
関係会社株式	3,544
出資金	10
関係会社出資金	1,792
長期貸付金	4,130
従業員に対する長期貸付金	2
関係会社長期貸付金	6,090
破産更生債権等	40
長期前払費用	4
差入保証金	484
繰延税金資産	293
長期未収入金	6,450
その他	294
貸倒引当金	△7,067
<b>資産合計</b>	<b>196,995</b>

負 債 の 部	
科 目	金 額
<b>流動負債</b>	<b>41,840</b>
買掛金	4,572
短期借入金	10,800
1年内返済予定の長期借入金	5,627
1年内償還予定の社債	10,000
リース債務	95
未払金	1,236
未払法人税等	3,092
未払費用	2,403
前受金	6
預り金	104
賞与引当金	621
その他	3,280
<b>固定負債</b>	<b>79,145</b>
社債	20,000
長期借入金	52,498
リース債務	301
退職給付引当金	778
役員報酬BIP信託引当金	95
債務保証損失引当金	4,281
資産除去債務	91
長期預り金	98
長期未払金	251
長期デリバティブ負債	747
<b>負債合計</b>	<b>120,986</b>
<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>68,650</b>
資本金	14,303
資本剰余金	14,428
資本準備金	14,346
その他資本剰余金	81
<b>利益剰余金</b>	<b>40,201</b>
利益準備金	1,004
その他利益剰余金	39,196
圧縮記帳積立金	285
別途積立金	48,510
繰越利益剰余金	△9,598
<b>自己株式</b>	<b>△282</b>
評価・換算差額等	7,358
その他有価証券評価差額金	7,542
繰延ヘッジ損益	△184
<b>純資産合計</b>	<b>76,009</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>196,995</b>

# 損益計算書 (2023年10月1日から2024年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
<b>売上高</b>		
商品売上高	87,095	
冷蔵庫収入	32,772	
その他事業収入	59	119,927
<b>売上原価</b>		
商品売上原価	80,690	
冷凍事業原価	25,949	
その他事業原価	34	106,674
<b>売上総利益</b>		<b>13,253</b>
<b>販売費及び一般管理費</b>		<b>8,854</b>
<b>営業利益</b>		<b>4,398</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	381	
受取配当金	365	
受取手数料	107	
受取遅延損害金	198	
貸倒引当金戻入額	278	
雑収入	370	1,700
<b>営業外費用</b>		
支払利息	506	
支払手数料	237	
固定資産除却損	200	
デリバティブ評価損	130	
為替差損	285	
雑支出	114	1,474
<b>経常利益</b>		<b>4,624</b>
<b>特別利益</b>		
投資有価証券売却益	1,795	
条件付対価受入益	275	2,070
<b>特別損失</b>		
減損損失	1,358	1,358
<b>税引前当期純利益</b>		<b>5,336</b>
法人税、住民税及び事業税	3,376	
法人税等調整額	△1,912	1,464
<b>当期純利益</b>		<b>3,871</b>

# 株主資本等変動計算書 (2023年10月1日から2024年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資本剰余金				利益剰余金			
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			繰越利益剰余金
					圧縮記帳積立金	別 積 立 金	途 途 途		
当期首残高	14,303	14,346	72	14,419	1,004	285	47,110	2,938	
誤謬の訂正による累積的影響額	—	—	—	—	—	—	—	△13,562	
誤謬の訂正を反映した当期首残高	14,303	14,346	72	14,419	1,004	285	47,110	△10,623	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				—					△1,447
当期純利益				—					3,871
圧縮記帳積立金の取崩				—		△0			0
別途積立金の積立				—			1,400		△1,400
自己株式の取得				—					
自己株式の処分			9	9					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				—					
事業年度中の変動額合計	—	—	9	9	—	△0	1,400	1,024	
当期末残高	14,303	14,346	81	14,428	1,004	285	48,510	△9,598	

(単位：百万円)

	株主資本				評価・換算差額等			純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株 主 資 本 合 計	評価・換算差額等				
	利益剰余金合計			その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	51,339	△386	79,675	4,392	213	4,606	84,281	
誤謬の訂正による累積的影響額	△13,562	—	△13,562	△178	△253	△431	△13,993	
誤謬の訂正を反映した当期首残高	37,776	△386	66,112	4,214	△39	4,174	70,287	
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	△1,447		△1,447			—	△1,447	
当期純利益	3,871		3,871			—	3,871	
圧縮記帳積立金の取崩	—		—			—	—	
別途積立金の積立	—		—			—	—	
自己株式の取得	—	△0	△0			—	△0	
自己株式の処分	—	104	113			—	113	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—		—	3,328	△144	3,183	3,183	
事業年度中の変動額合計	2,424	104	2,537	3,328	△144	3,183	5,721	
当期末残高	40,201	△282	68,650	7,542	△184	7,358	76,009	

## 独立監査人の監査報告書

2025年1月6日

横浜冷凍株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 上田知範

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宇治川雄士

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、横浜冷凍株式会社の2023年10月1日から2024年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、横浜冷凍株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

連結注記表 IV 誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において、過年度における誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金等を修正している。

当該事項は、当監査法人の監査意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2025年1月6日

横浜冷凍株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 上田知範

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宇治川雄士

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、横浜冷凍株式会社の2023年10月1日から2024年9月30日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

個別注記表Ⅳ.誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において、過年度における誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金等を修正している。

当該事項は、当監査法人の監査意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年10月1日から2024年9月30日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査計画書を策定し、監査の方針、監査業務の分担等を定め、各監査役からの監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査計画、監査の方針、監査業務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年1月6日

### 横浜冷凍株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	井上啓造 ㊞
常勤監査役（社外監査役）	林修三 ㊞
社外監査役	棚橋栄蔵 ㊞
社外監査役	宗像久男 ㊞

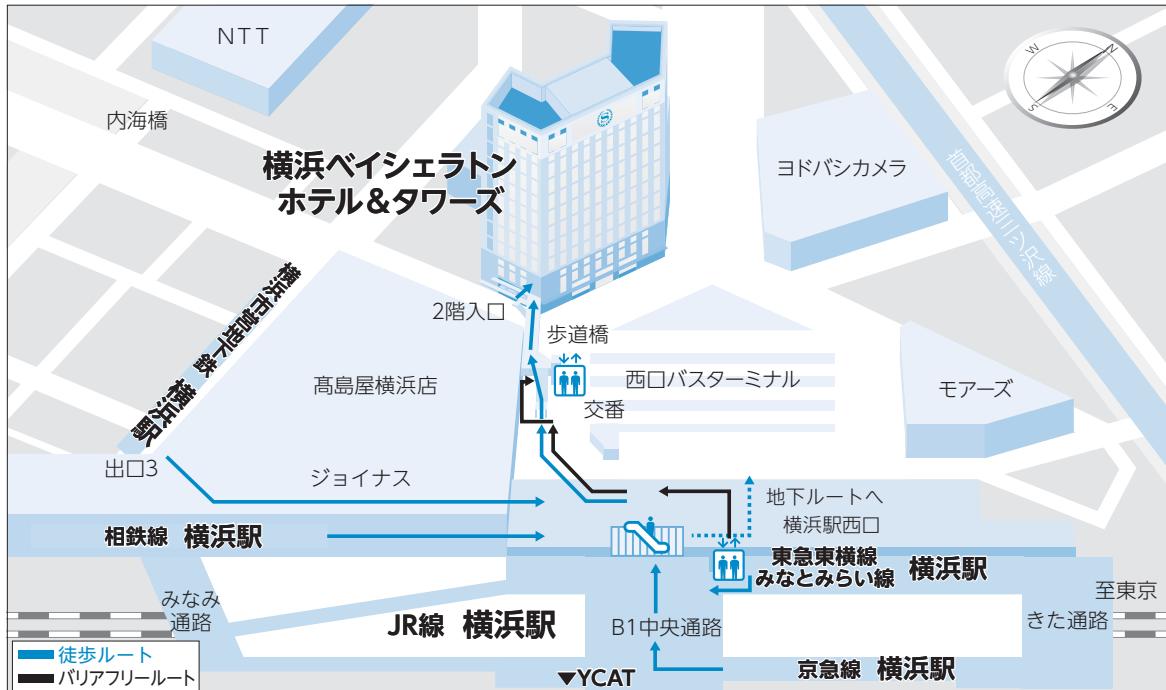
以上

# 定時株主総会継続会会場ご案内図

## ■会場

### 横浜ベイシェラトン ホテル& Towers (4階)「清流」

横浜市西区北幸一丁目3番23号 電話:(045)411-1111(代表)



## ■交通

JR・横浜市営地下鉄・私鉄各線

### 「横浜駅」

西口から徒歩約5分

#### 地下ルートのご案内

ジョイナス(西口地下街)を通り、「南6」出口方面へお越しいただくのが便利です。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。